

個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、花ノ木医療福祉センター（以下「当センター」という）が入手した利用児・者及び関係者の個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「個人情報」(以下「情報」という)とは、生存する個人に関する情報であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 診療録(カルテ)
- (2) 処方箋
- (3) 看護記録
- (4) 検査所見記録
- (5) エックス線写真
- (6) 検体の情報
- (7) 福祉(介護)サービス提供に係る計画書及びサービス内容の記録
- (8) 療育に関する記録等
- (9) 職員に関する情報(履歴書、採用時の成績証明、身上調書、健診記録等)
- (10) その他、氏名、生年月日、性別等の記録等により特定の個人を識別することができるもの
- (11) 医療に関する死者の情報

(利用目的)

第3条 個人情報は、下記の目的に添った範囲内について、業務上必要な範囲に限り利用し、下記の目的以外に利用してはならない。

- (1) 利用児・者への医療・福祉(介護)サービスの提供に必要な利用目的
当センターが行う利用児・者に提供する医療・福祉(介護)サービス
当センターが行う医療・福祉(介護)サービス・労災保険・公費負担医療に関する審査支払機関への請求事務(レセプトの提出、支払機関又は保険者からの照会への回答等)
当センターが行う利用児・者に係る管理運営業務のうち、「会計、経理」「病棟管理」「医療・介護事故の報告」「当該利用児・者のサービスの向上」等
他の医療機関等との連携
他の医療機関等からの照会への回答
利用児・者の診療等にあたり、外部の医師等の助言・意見を求める場合
臨床検査業務、脳波・超音波検査業務、医療事務・受付業務の委託

家族等への病状説明

その他、利用児・者への医療・福祉（介護）サービス提供に関する利用事業者等からの委託による健康診断等の事業者等への結果通知
医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社、弁護士等への相談又は届出等

(2) 上記以外で医療・福祉（介護）機関として必要な利用目的

当センターが行う管理運営業務のうち、「医療・福祉（介護）サービスや業務の維持改善のための基礎資料」「医療・福祉（介護）機関の内部において行われる学生の実習への協力」「医療・福祉（介護）機関の内部において行われる症例研究」「個人が特定できない処理をした上で行う、学会等への研究発表」
医療・福祉（介護）機関の管理運営業務のうち、「外部監査機関への情報提供」
その他、当センターの管理運営業務に関する利用

- 2 上記の利用目的については、利用児・者及び保護者から特に申し出がない場合は、上記の利用目的について同意が得られたものとして扱うことができる。
- 3 ただし、利用児・者及び保護者から「同意しがたいものがある」「個人情報利用にあたってあらかじめ個別に同意を求めてほしい」などの要望があった場合は、その要望に基づいて、個人情報を取扱うこととする。なお、この申し出は、文書によらなければならない。申し出については、診療録等に記載することにより誤りがないように取扱う。
- 4 上記の申し出があった後に、当該利用児・者及び保護者から同意や留保の変更について文書を付して申し出があれば、申し出に沿って変更を行う。

(安全措置)

第4条 個人情報保護にかわる組織的対応は次のとおりとする。

- (1) 個人情報保護委員会を設置し、個人情報の保護の推進を図る。
個人情報保護委員会は、「個人情報保護規程」や「個人情報保護方針」の当センター内での遂行状況及び見直し、「個人情報保護に関する教育研修」を実施する。
個人情報保護委員会の委員長は所長とし、個人情報管理責任者を兼ねるものとする。
- (2) 相談係長及び外来係長を苦情・相談窓口担当者とする。担当者は、苦情等があった場合は、所長に報告し対応を図る。また、個人情報保護委員会に参加する。
- (3) 第三者への情報提供の可否については、施設運営会議で決定する。

第5条 当センターの職員は、この規程に基づき個人情報を取り扱うものとし、離職後についても守秘義務を負う。

第6条 事務室、医局、薬局、看護詰所をはじめ、全ての室について、室内に職員がいない場合は必ず鍵をかけるなど、盗難等の予防策を講ずる。

第7条 「ID やパスワードによる認証などアクセス管理」「アクセス記録の保存」「ファイアウォールの設置」など、個人情報保管物への技術的安全管理措置を講ずる。

第8条 個人情報が消失しないように留意するとともに、本人の照会に対応できるよう検索可能な状態で保存する。

第9条 不要となった個人情報は、必要以上に長期保存せず、廃棄処分するものとし、廃棄、消去にあたっては、焼却や溶解など復元不可能な形にして廃棄する。

（職員教育）

第10条 個人情報保護に関する研修を年1回以上行うとともに、「個人情報保護規程」及び「個人情報保護方針」を全職員が閲覧できるよう配備し、周知を図る。

（業務委託）

第11条 業務委託を行う場合は、委託契約において、当センターが定める安全管理措置を明記するものとする。

- 2 受託者は再委託を行う場合には、再委託先において個人情報の取り扱いが適切に行われているか確認する義務を負う。

（個人情報開示等の取扱い）

第12条 情報の開示請求については、下記の手続きを行うものとする。

開示請求は文書により行うものとし、請求者が本人であることが証明できるもの（運転免許証、健康保険証等）を添付すること。

開示請求者が本人でない場合は原則として開示しない。ただし、死亡した者又は一定の判断がないものに係る情報については、保護者、又は家族が開示請求することができる。この場合は保護者又は家族であることを証明できる資料を添付しなければならない。

次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- ア) 利用児・者本人又は保護者・家族や関係者、又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- イ) 事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

ウ) 他の法令に違反することとなる場合。

開示にあたっては、必要に応じ職員が説明を行うこととする。コピーを取る場合は、1 頁につき 20 円の手数料を徴収する。

情報開示は、電話など文書によらない請求には応じられない。

(第三者提供の取扱い)

第 13 条 利用児・者本人及び保護者・家族以外に情報を提供する場合は、あらかじめ利用児・者本人及び保護者・家族の同意を得ることを原則とする。ただし、次に掲げる公的機関からの開示要求については、本人の同意を得ずに情報の提供を行う場合がある。なお、その場合、「身分証明書」の提示と、「開示要求を求める文書」の提出を求める。また、情報提供の可否については施設運営会議が判断をする。

- (1) 医療法 25 条、63 条、薬事法 69 条、検査技師法 20 条、健康保険法 60 条、78 条、94 条、社会保険診療報酬支払基金法 18 条、医療観察法 90 条、101 条、108 条、統計法 5 条、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令 37 条に基づき、報告徴収・立入検査等に応じることが義務付けられているもの
- (2) 健康保険法 76 条、療担規則 16 条の 2 等、老人療担 19 条の 4、療担規則 19 条の 4 等、療担規則 10 条、薬担規則 7 条等、母体保護法 25 条、感染症予防法 12 条、薬事法 68 条の 9、薬事法 77 条の 3、薬事法 77 条の 4 の 2、薬事法 77 条の 5、薬事法 80 条の 2 薬剤師法 24 条、薬剤師法 25 条の 2、麻薬及び向精神薬取締法 58 条の 2、児童虐待防止法 6 条、児童福祉法 25 条、医療観察法 25 条、医療観察法 37 条等、医療観察法 99 条、医療観察法 110 条、111 条、精神保健福祉法 38 条の 2、感染症利用児・者及び保護者の都道府県知事への届出、介護保険法に基づく不正受給者に関わる市町村への通知、児童虐待の防止等に関する法律に基づく児童虐待に係る通告、刑事訴訟法 218 条、地方税法 72 条の 63 に基づき、行うことが義務付けられているもの及び配偶者暴力防止法 6 条に基づく通報
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

附則 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。